

平成17年8月15日発行

## 農林水産政策情報センター

### トピックス

#### 農林水産省 16年度政策評価結果

農林水産省は、平成16年度政策の実績評価結果を公表しました。農林水産省の評価体系は、57政策分野（農政40、林政8、水産行政9）について131の目標を設けていますが、このうち、統計データが取りまとめられていないもの（5）、達成度合いのランク付けを行わないこととしたもの（9）を除く117の目標について達成ランクを明らかにしています。達成ランクA（達成度90%以上）が74目標、B（達成度50%以上90%未満）が24目標、C（達成度50%未満）が19目標となっています。

定量的目標を補完するものとして、個々の政策手段（事業）を対象に、必要性、有効性及び効率性の観点から評価を行う政策手段別評価として、45の事業について評価を行った結果、「継続して実施することに問題なし」が2事業、「なんらかの改善が必要」が36事業、「廃止（一部廃止を含む）を前提に検討する必要」が7事業となっています。

なお、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されたことから、来年度から実施する政策評価については、改善を行っていくとしています。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/16/16seikekka.html>

#### 岩手県 16年度政策評価結果

岩手県では、県の総合計画に掲げる17の施策、78の分野を対象に、主要な指標228の進捗状況を基本として、県民意識調査や県民生活指標の統計資料等を踏まえて政策評価を行っています。

評価の結果、到達度が「高」（1年以上進んでいる）が70指標、「中」が62指標、「低」（1年以上遅れている）が90指標となっています。到達度が「高」の指標は、15年度に比べ9指標（構成比で2ポイント）増加しています。

到達度が「低」となった要因として、意識啓発等による県民への浸透が十分でなかったこと（17指標）、

長引く景気の低迷（19指標）、ライフスタイルやニーズの変化（8指標）などをあげています。

<http://www.pref.iwate.jp/hp0212/seisaku/>

#### 山口県 アクティブ21の推進

山口県では、県が持っている人材、施設、情報、ノウハウを活用し、県民、団体と連携・協働することによって、新たな予算措置をしなくても、効果的な施策を生み出す取組みとして本年度から「アクティブ21」を実施しています。農林水産関係を見ると、情報提供では、「動物由来感染症相談窓口の設置」、「移動農業試験場の開催」、「移動水産研究センターの開催」、規制緩和では、「農家民宿の開業の促進」、「下関地区水産業活性化特区の推進」、連携・協働では、「山口大学農学部と農林部3試験研究機関の連携」、「ルールフェスタ月間の実施」、「エコやまぐち農産物認証制度」、「郵便局との土砂災害に関する協定の締結」があげられています。

<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyousei/seisaku/active21/active21.htm>

#### 熊本県 17年度政策評価（案）

熊本県では、このほど17年度の政策評価（案）を取りまとめ、7月15日から8月15日まで県民から意見・提案を求めました。

例えば、重要施策「食の安全、安心確保対策の充実」の評価をみると、JAS品質表示指導事業（生鮮食品の全商品に原産地が表示されている売場の割合）はS（十分な成果を上げた事業）、食の安全安心確保対策事業（販売されている食品に不安を感じる県民の割合）はA（かなりの成果をあげた事業）、生産流通履歴情報システム導入対策事業（トレーサビリティシステム導入品目割合）はB（一定の成果をあげた事業）などとなっています。

[http://www.pref.kumamoto.jp/invited/opinion/seisaku\\_hyoka2/h17/mokuji.html](http://www.pref.kumamoto.jp/invited/opinion/seisaku_hyoka2/h17/mokuji.html)

## 都道府県における政策評価の実施状況(上)

当センターでは、平成17年3月、都道府県に対して政策評価(行政評価)の実施状況、評価結果の活用状況等についてアンケートを実施した。鳥取県を除いた46都道府県(以下、「県」という。)では、様々なタイプの評価が実施され、評価の活用等についても興味深い結果が出ているので、今月と来月の2回に分けて報告する。

### 1. 評価タイプ別実施状況

評価の対象として、事務事業、施策、政策(狭義)、公共事業、研究、公の施設、関与団体を、また、公の施設と関与団体を除く前5項目については、事前、期中、事後の別に実施状況を聞いた。

公共事業、研究評価、公の施設、団体に関する評価を実施している場合は、それぞれの評価タイプで実施していることとして整理して聞いたところ、事務事業評価で事後評価を実施しているところが32県と最も多い。

施策評価は、事務事業よりも大きな単位で行っている評価として整理して聞いたところ、事後評価が28県と多く、事前評価は少ない。

政策評価(狭義)は、施策評価よりも大きな単位(上位のもの)とし、またベンチマークなどもこのタイプとして整理して聞いたところ、事務事業や施策評価を実施している県の数の半数以下で、また、政策評価(狭義)の事前評価や期中評価を実施する県は少ない。

表 都道府県における政策評価のタイプ別実施状況

	事前評価	期中評価	事後評価
事務事業評価	13 県	18 県	32 県
施策評価	2	13	28
政策評価	2	5	13
公共事業評価	32	33	16
研究評価	32	31	34
公の施設評価		14	
関与団体評価		9	

備考：事前、期中(事業実施中)、事後の評価を一つの評価手続きで同時に実施している場合は、それぞれを実施しているものとしている。

### 2. 評価の実施時期

最も多く実施されている事後評価について評価を開始した時期をみると、事務事業評価は、平成10年度以前に実施したところが5県あるが、開始時期のピーク時は13年度と14年度である。

これに対して、施策評価の開始のピークは13年度で、また、政策評価(狭義)は、事務事業評価や施策評価より数年遅れて開始されている。

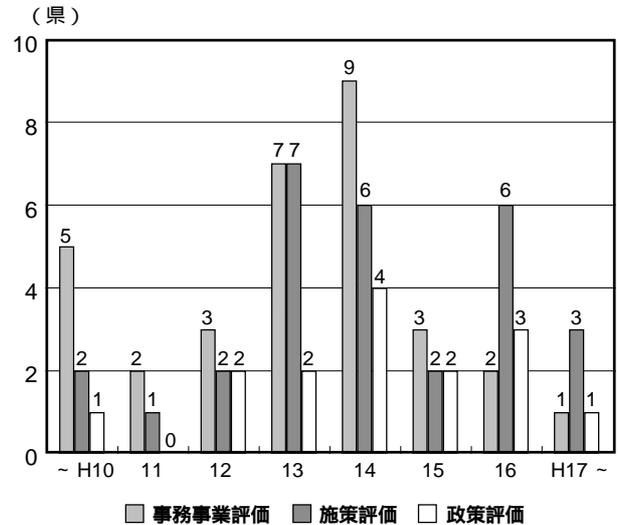


図1. 政策評価の開始時期

### 3. 評価の実施における学識経験者の参加

評価の実施に当たっての学識経験者の参加については、事務事業評価、施策評価、政策評価(狭義)では、大半は県職員のみで行われている。

しかし、公共事業については、事前評価では、県職員のみで実施しているところが19県(6割)と過半数であるが、期中評価や事後評価では、学識経験者の参加又は意見を聞いているケースが多い。

また、研究評価では、事前、期中、事後の評価において、ほとんどの県で学識経験者の参加又は意見を聞いている。

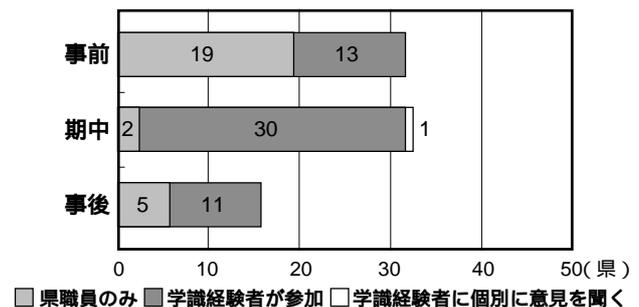


図2. 公共事業評価の実施方法

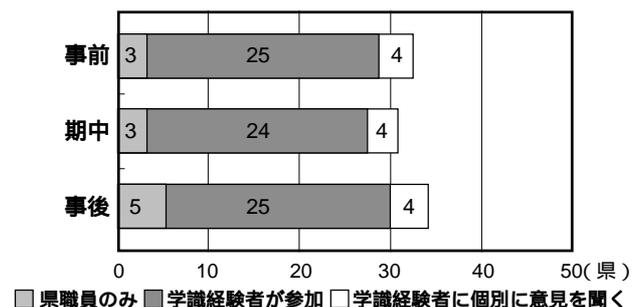


図3. 研究評価の実施方法

## 畜産公害に対する米国の取組み(中)

家畜飼養施設の大規模化に伴って水質汚濁や悪臭問題が全米で問題化している。国際便が発着する空港や大規模なモールでもどこからともなく悪臭が漂ってくるといわれるまでになっている。本号では、畜産公害への取組みが遅れたといわれるカリフォルニア州での取組みを報告する。

カリフォルニア州のセントラルバレーは、酪農を中心とする一大畜産地帯を形成している。しかし、家畜のし尿によってサンフランシスコ湾のデルタの水源地やセントラルバレーの地下水が汚染され、硝酸態窒素や病原菌によって飲料水源の汚染が進み、家畜だけでなく、人にも被害が出るようになった。

米国では、水質保全法の執行に責任を負っているのは、州政府である(ニューメキシコなど5州については環境保護庁が直轄)が、カリフォルニア州の場合は、実際は9つの地域水質管理委員会(RB)が水質保全法の執行業務を担当している。セントラルバレーの中でも酪農が集中している地域を担当している「セントラルバレー地域水質管理委員会(RB5)」は、最低限連邦法を順守することが定められているにも拘わらず、1982年に免除プログラム(waiver program)を発動させ、酪農等の農業者の排水許可を事実上全面的に免除した。このような扱いは、政治的な圧力があったことによるとされる。

RB5は、2002年12月、排水許可免除の有効期限が来たことに伴って、排水報告書の提出を条件に免除措置を2年間延長した。これに対してカリフォルニア・ファームビューロなどの農業団体は、費用が増加することなどを理由に反対した。一方、これまでも免除措置の続行に反対してきた環境保護団体は、より厳しい規制を求めてRB5を提訴した。これに対して、RB5は、環境団体の提訴に応じる形で、また、環境保護庁が集中家畜飼養施設の規則を改正したことに対応するため、条件付き免除措置を撤廃した。酪農業者は、再度の変更や費用負担の増大に混乱しているといわれる。

このように、カリフォルニア州では、環境問題に取り組む農業団体の姿勢は、前向きとはいえず、問題を先送りしているとみられても仕方がない。このような中であって、酪農団体等で設立した非営利組織である「カリフォルニア酪農研究財団(CDRF)」は、1997年、酪農業者を支援するための教育・認定プログラムである「カリフォルニア酪農品質保証プログラム

(CDQAP)」を設けた。CDQAPは、環境管理、ヨーネ病、動物衛生・保護、食品安全に関するプログラムを実施することを掲げており、既にとは、活動を開始している(昨年9月現在)。

このうち、環境管理プログラムを紹介する。

このプログラムは、法的な規制によらず、酪農業者の自主的な取組みを促すことを目的に、短期講習(6時間の講習)、環境管理農場マネジメント計画(風雨による汚染防止策、地下水浸透防止策などを記載)、個別農場現場評価(第三者による農場現場での評価)の3段階に分けて実施されている。3段階すべてを完了した酪農業者には、有効期間5か年の認定書が交付され、認定を受けていることを示す看板を農場に掲げることが出来る。調査を行った昨年9月現在、カリフォルニア州の2,250酪農施設のうち、210の施設が認定を受け、80施設が申請中であった。また、全施設の約半数に当たる1,100施設で短期講習を受けている。認定施設は増加しており、短期講習の受講者も相当数あることから、酪農業者の自主的な取組みを促すこのプログラムは、順調に推進されているとみることが出来る。

また、カリフォルニア州には、環境管理プログラムを支援する「環境管理パートナーシップ協定」(1999年9月締結)が存在する。協定のメンバーは、州政府の環境保護局、資源局、食料農業局、水資源管理委員会、釣・狩猟局、連邦政府の農務省(自然資源保全局、動植物衛生検査局)、州牛乳加工諮問委員会、州内の2つの酪農団体、カリフォルニア大学農業自然資源部、カリフォルニア・ファームビューロ、連邦環境保護庁第9事務所、持続型環境保全の会である。メンバーの中で注目されるのは、連邦環境保護庁第9事務所と持続型環境保全の会である。環境保護庁は、基本的には規制する立場であることから、自主性を促すプログラムへの参加は稀とのことである。第9事務所の参加は、環境管理パートナーシップに参加し、自主的な取組みを支援して欲しいと第9事務所に対する働きが実ったものであるといわれる。もう一つの持続型環境保全の会は、非営利のシンクタンクで、環境保護とビジネスの両立を目的としている。ときには科学データなどについてCDQAPの誤りを指摘することがあるが、酪農に対して偏見を持っておらず、酪農家の環境管理の取組みに貢献しているといわれる。

カリフォルニア州の畜産公害については、自主的な取組みを促す方法では、解決できないという見方がワシントンD.C.にあるが、カリフォルニア州においては、現在も、各組織が協力して問題の解決に当たろうとしている。(谷口)

## 用語解説

## 総括的評価 Summative Evaluation

先月号で取り上げた形成的評価 (Formative Evaluation) と本号で取り上げる総括的評価 (Summative Evaluation) は、前号で紹介した Scriven 博士によって 1967 年に作られた言葉である。氏は、Summative Evaluation を「プログラムが完了した後に実施する評価であって、外部のオーディエンスや政策決定者のために実施される」ものとしている (1991 年の再定義)。実施時期については、UNESCO での教育活動の経験を持つ Bhola 博士は、「プログラム活動の終わりにプログラムの価値を判定するために行う手法で、アウトカムに焦点を置く」と定義しており、評価の専門家の間では、プログラムの完了後に行う評価に限っているわけではない。

具体的な評価事例をみることにする。

総括的評価を政府レベルで実施したのものとして、カナダ財政委員会事務局 (TBS) がコンサルタント会社 Goss Gilroy Inc. に依頼した「公的部門における青年インターンシップ・プログラムの総括的評価最終報告」がある。このプログラムは 2005 年度まで予定されているもので、同プログラムを継続するかどうかを判断するための資料を得るため、2004 年 1 月から 3 月の間に実施された。

カナダでも、他の先進国と同様、青年の失業率は深刻で、15 ~ 24 歳の失業率は 13.6% で、24 ~ 64 歳の 6.6% に比べて約 2 倍に達している (2002 年)。中でも、高校を卒業していない青年の失業率は、高校卒や大学等の高等教育を履修している青年に比べて一段と高い失業率となっている。このため、カナダ政府は、15 ~ 30 歳の職を得ていない青年を連邦政府機関や国有企業で、9 か月間 (当初は 12 か月間)、指導員の下に置き、就職できるスキルを身に付けさせることを目的とした「公的部門における青年インターンシップ・プログラム (FPSYIP)」を 1997 年から実施している。FPSYIP は、公共サービス人材資源管理庁 (以

前は TBS が担当) が資金を提供し、YMCA が実施に当たっている。FPSYIP 参加者は、高校を卒業していない者 50%、高校卒 30%、高等教育履修者 20% の割合とし、都市部と農村部のバランス、男女、人種を考慮して選定されている。

FPSYIP に関しては、これまで 1999 年にプロセス評価が実施され、また、2001 年以降においてもプログラムの参加者と指導員を対象に参加時、中間、終了時及びフォローアップ調査が実施されている。

この総括的評価は、FPSYIP の継続の妥当性、意図した成果の達成に向けた実施内容の適切性、参加青年と指導者に関する効果、費用効果を把握するために設計された。評価では、プログラムのモニタリングシステムによって集められた調査データ、プログラム参加者に関する管理運営に関するデータ、主たる資料提供者に対するインタビュー、少数のケーススタディ、文献調査、フォーカスグループ (通常、比較的均質な 8 ~ 10 人のグループに対して行うインタビュー)、費用便益分析が実施された。2004 年の総括的評価では、それまでの中間評価 (1999 年のプロセス評価と 2001 年以降の調査) に追加して、参加青年と指導者に対するフォーカスグループと費用便益分析が実施された。

全国 4 か所で実施された 8 グループのフォーカスグループの結果、FPSYIP は、青年にも指導者にも非常によいものと受け止められていること、また、費用便益分析の結果、インターンシップ終了から 2 か年を経過した参加者では、良い影響を与え、費用効果の面でも肯定的な結果を得ていることが分かった。結論として、プログラムは、これまでの 4 年間、期待したアウトカムを引き続いて達成しているとしている。

最後に、形成的評価と総括的評価の関係について、「料理人がスープの味見するのが形成的評価であり、お客がスープを味わうのが総括的評価である」(Bob Stake, 評価の理論家) と例えられていることを紹介したい。

## 編集後記

翻訳することは、原文を読むこととは全く違った力が要ることをしみじみ感じています。原文を正確に読みこなしたからといって適切な日本語にできるとは限りません。また、日本語に難しい英語も少なくありません。commitment や outreachなどは該当する日本語はありません。food も食品、食料、食と訳によって読み手の受け止め方に影響しかねません。行政評価に関しては、evaluation、measurement、assessment をすべて「評価」と訳すことは、誤解を生む原因となりかねません。当り前のことですが、原文全体を読み、適切な訳語を探すこと以外に方法はないと思っています。(谷口)

## AFFPRI report

平成 17 年 8 月 15 日 No.58

(財) 農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

三会堂ビル 9 階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>